

愛媛県出資法人経営評価専門委員会平成26年度第2回委員会 議事概要

日 時	平成27年2月16日(月) 16:00~16:30
場 所	県庁県議会議事堂4階 建設委員会室
出席者	
〔委員〕	上杉委員、岡本委員、丸木委員、山本委員(4名)
〔事務局〕	行財政改革局長、行革分権課長、同課主幹ほか

《開会》

○ 行財政改革局長あいさつ

○ 委員長あいさつ

○ 議事

愛媛県出資法人経営評価指針の改定について

【丸木委員長】

それでは、これより議事に入ります。

県出資法人経営評価指針の改定についての審議を行いますので、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

では、まず、お手元の「愛媛県出資法人経営評価指針改定案 新旧対照表」を中心に説明させていただきます。

— 資料2により説明 —

【丸木委員長】

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見等はございませんか。

【大西行財政改革局長】

今回の改定については、国の指針から妥当と思われるものを抽出して取り入れている箇所や、実態を勘案し、県にてオリジナルで規定している箇所もあります。

このため、今回の指針は、国の指針とは若干異なった構成となっております。

【岡本委員】

指針の中でプロジェクトファイナンスについて検討するよう記載があ

るが、どのようなイメージを想定しているのか。

【事務局】

県内での具体の検討については、すべてを把握しているわけではなく、「今後、このような資金調達の方法を検討してはどうか」という意味で記載している。

【大西行財政改革局長】

(プロジェクトファイナンスの)実例については、ニュースなどで耳にすることが多いが、現在、本県で具体化されている案件は無い。

【丸木委員長】

(新公益法人制度の下では)公益法人の役員には、法的責任を負う義務があることを認識させなければならない旨の記載があるが、どのような方法を考えているか。

【事務局】

具体的なものは定めていないが、新公益法人体系への移行に伴い、これまでの名誉職的な公益法人の役員とは異なり、法人と役員との関係が委任の関係となることが明確に示されており、このことを役員及びその就任予定者に認識してもらうとともに、法人についても、現在の役員及び役員就任予定者に対して認識するよう働きかかける旨を記載した。

【事務局】

具体的な周知の方法については、事務局(行革分権課)が直接役員に説明するのではなく、ホームページ等で周知・公表のうえ、主管課若しくは主管課を通じて法人から役員に対して周知するといった方法を考えている。

【山本委員】

出資法人の経営評価が当委員会の主たる役割となるため、経営評価については事業の公共性、公益性、採算性及び見通しを精査し、費用対効果に留意する旨の記載など、現在の経営評価検証シートを含めてもう一度確認してはいかがでしょうか。

【事務局】

これらの事項については、経営評価検証シートの改定も予定しており、その構成の中で対応できるようにしたいと考えている。

【丸木委員長】

いろいろとご意見は頂戴いたしました。最終的な取扱いについては、委員長一任とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—各委員意義なし—

【丸木委員長】

ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

今後は、事務局から説明がありましたように、パブリックコメントを実施し、次回委員会でパブリックコメントの意見を反映した最終案の了解を皆様から得たうえで、決定する予定であります。

今回の議案については、以上で終了ですが、次回委員会では、愛媛県出資法人経営評価指針改定の最終案の承認、平成26年度の2次評価並びにその結果を踏まえた4年間の総括評価及び来年度以降の経営評価の在り方の検討を予定していますので、出席方よろしくお願ひします。

以上で議事は全て終了しましたので、議事を閉じさせていただきます。それでは、進行を事務局にお返しします。

【事務局】

ご審議ありがとうございました。

《 閉 会 》